

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第 15 号

次のとおり、制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和 7 年 4 月 25 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理 事 長 小 高 咲

1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称 **工業試験場屋外排水管改修工事**
- (2) 工事等の場所 **札幌市**
- (3) 工事等の期間 **契約の日から令和 7 年 11 月 14 日まで**
- (4) 工事等の概要 **屋外排水管設備改修**

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体企業であって、要件は次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する**令和 7 年度**に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、「**管工事**」の資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)における「**管工事業**」の許可を有すること。
- (2) 入札執行の日までの間に、北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道における「**管工事**」の**競争入札参加資格が A 又は B 等級**に格付されていること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- (7) **石狩振興局及び後志総合振興局管内に主たる営業所**(建設業許可申請書別表又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)別記様式第一号別表又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。
- (8) **過去 15 年間(平成 22 年度以降)**に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。
なお、共同企業体として、施工した実績は、当該共同企業体における構成員としての出資比率が、20 パーセント以上のものに限るものとする。
- (9) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格申請書等の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。
なお、工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 1 項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
また、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第 4 条第 2 項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号。以下「旧商法」という。)第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 項に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更正会社等」という。))である場合を除く。

(ア) 親会社(旧商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法

- (平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請書の配布期間等

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

- (1) 配布期間
令和 7 年 4 月 25 日(金)から令和 7 年 5 月 19 日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 配布場所
札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8 北海道総合研究プラザ 2 階
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ
また、インターネットによる場合は次のとおりとする。
北海道立総合研究機構ホームページ
<https://www.hro.or.jp/hro/hro/bid/bid.html>
- (3) 配布方法
直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費用
無料とする。

4 入札の参加資格審査申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式 1)に次の書類を添付して提出しなければならない。
ア 類似工事施工実績調書(様式 2)
イ 類似工事施工実績を証する書面(契約書の写し及び工事の概要を示す書類、CORINS 登録の写し又は工事実績証明書(様式 3)、並びに共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し(共同企業体として施行した実績の場合))
ウ 特定関係調書(様式 5)
エ その他、「入札公告別記説明」で提出を依頼した書類
- (2) 提出期間
上記 3 の(1)に同じ(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所
札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8 北海道総合研究プラザ 2 階
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ
- (4) 提出方法
持参又は送付とする。(令和 7 年 5 月 19 日(月)午後 5 時必着とし、期限を過ぎた場合は申請書類等を受け付けない。)
- (5) その他
ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された資料は、返却しない。
ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 7 年 5 月 23 日(金)までに通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 7 年 5 月 30 日(金)までに書面により説明を求めることができる。
なお、書面の提出方法は持参又は送付とする。(送付の場合は令和 7 年 5 月 30 日(金)午後 5 時必着とし、期限を過ぎた場合は受け付けない。)
札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8 北海道総合研究プラザ 2 階
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ

8 入札の執行場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8

北海道総合研究プラザ 1 階 セミナー室 1

(送付による場合は、〒060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8 地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ)

(2) 入札日時 令和 7 年 6 月 6 日(金) 9 時 30 分(送付による場合は、入札日前日 6 月 5 日(木) 午後 5 時必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

(5) 工事費内訳書(以下「内訳書」という。)をあらかじめ作成の上、初度の入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や内訳書の内容確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

9 送付による入札の可否

認める。

10 契約者

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲(委任状・入札書の宛先)

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が確実と認める担保を提供すること。ただし、道総研契約事務取扱規則第 9 条の定めるところより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他道総研が確実と認める担保を提供すること。ただし、道総研契約事務取扱規則第 37 条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

12 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の配布等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を電子メールにて配布します。

ご希望の方は、工事名、会社名、郵便番号、住所、電話番号、担当者名、電子メールアドレス及び設計図書等配布希望の旨を電子メールにご記入の上、送信願います。

ア 配布期間

令和 7 年 4 月 25 日(金)から令和 7 年 6 月 5 日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ メール送信先

kanzai@hro.or.jp

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 25 日(金)から令和 7 年 5 月 30 日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8 北海道総合研究プラザ 2 階
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ

(3) 質問に対する回答は、書面により質問者に回答し、道総研のホームページにより閲覧に供する。

ア 閲覧期間

上記(1)アに同じ

イ 閲覧場所

道総研ホームページの「入札情報」(<https://www.hro.or.jp/hro/hro/bid/bid.html>)に掲載する。

13 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則第 19 条第 1 項に規定する場合を除き、道総研契約事務取扱規則第 10 条第 1 項の規定

により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

14 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

15 契約書作成の要否

必要とする。

16 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

17 支払条件

- (1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。
- (2) 中間前金払は行わない。
- (3) 部分払は行わない。

18 その他

- (1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
- (2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、2に規定する資格を有しない者のした入札、道総研契約事務取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの入札公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 送付による入札をした者は、開札日時に開催場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 債権譲渡の取扱い
この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしていきますので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。
- (11) その他入札に関し不明な点は、経営管理部管財グループ(電話011-747-2799)に照会すること。

【入札公告別記説明】

「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

(8) 関係

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、次のすべてに該当する工事です。

- ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第 27 条の 13 に規定する公共法人、建設業法施行規則第 18 条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合及び公立学校共済組合
- ② 種類 本工事と同種かつ、おおむね同規模と認められる工事は、**8 0 0 万円以上**の新築、改築、増築又は改修工事に伴う**管工事**です。